

電力の地産地消トレーサビリティ証明モデル事業実施要領

(総則)

第1条 電力の地産地消トレーサビリティ証明モデル事業（以下「本事業」という。）の実施については、電力の地産地消トレーサビリティ証明モデル事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。

(公募)

第2条 福岡県 Ruby・コンテンツビジネス振興会議（以下「振興会議」という。）は、一定の期間を設けて、当該事業の補助を受けようとする企業及び産学官連携による共同体（以下「企業等」という。）を公募する。

(提案書の提出)

第3条 本事業の補助を希望する企業等は、あらかじめ振興会議の会長（以下「会長」という。）が定める期間内に「電力の地産地消トレーサビリティ証明モデル事業提案書」（実施要領様式第1号）を提出するものとする。

(審査)

第4条 提案書の審査については、別に定める補助金交付対象者選定要領によるものとする。

(内定の通知)

第5条 会長は、前条の審査結果を踏まえ、本事業の補助を希望する企業等の中から採択又は不採択を決定し、採択を決定した企業等に対しては電力の地産地消トレーサビリティ証明モデル事業補助金交付内定通知書（実施要領様式第2号）により通知するものとする。

(補助金の精算)

第6条 補助金の支払いは、精算払い、概算払いを併用するものとする。

(概算払い)

第7条 概算払いは、原則として、会計年度の四半期ごとに行うものとする。

2 概算払いの総額は、補助金決定予定額の75%を超えない額とし、1回の概算払いの金額は、補助金決定予定額の25%を超えない額とする。ただし、会長が認める場合は、この額を超えて支払うことができる。

(進捗又は成果の報告)

第8条 補助事業者は、補助事業期間中又は補助事業終了後の1年間、会長の求めに応じて開発状況の進捗又は開発成果に関する報告（進捗・成果報告会への出席等）を行うものとする。

(成果普及)

第9条 補助事業者は、補助事業終了後、原則として5年間、会長の求めに応じて成果普及活動（成果報告会への出展等）に協力するものとする。

(その他)

第10条 その他、本要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月6日から実施する。